

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸市長 川本 雅之

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 瀬戸市 (23204) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 鳥原地区 (鳥原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月15日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地はほぼすべて水稻で、主に「ミネアサヒ」を生産しており、学校給食にも提供している。また、道の駅が近く、産直への出荷が盛ん。また、当地区はほぼすべての農地の集積が完了している。しかし、高齢化が進んでおり、特に取水や排水の維持管理等、地区の農業を支えている生産組合については、加入世帯の減少と高齢化が顕著である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集積がほぼ完了しているため、現状を維持継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 7.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 7.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現状を維持継続していく。一部集積できていない農地について、所有者に貸し出しの意思等が確認できた場合は更なる集積を行っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通した利用権設定を行う。

| |
|--|
| (3)基盤整備事業への取組方針 予定なし。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 農協と連携して、「瀬戸市農業塾」を実施し、新規就農者の育成を行っている。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用予定はなし。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

| |
|---------------|
| 【選択した上記の取組方針】 |
|---------------|